

津田塾大学同窓会北海道支部会則

(名称、住所)

第1条 本支部は、津田塾大学同窓会北海道支部と称し（以下「支部」という）
住所を支部長宅におく。

(構成)

第2条 本支部は同窓会会員のうち北海道に居住する会員をもって構成する。

(目的)

第3条 本支部は会員相互の親睦を深め、知識の向上を図るとともに、母校の隆盛に力を尽くし、社会に貢献することを目的とする。

(総会)

第4条 本支部は毎年1回総会を行う。支部長がこれを招集し、次の事項を決定する。

- 1) 事業報告及び決算報告の承認
- 2) 役員の選任
- 3) 会則の改正
- 4) その他

(役員、顧問)

第5条 本支部に、次の役員をおく。

- 1) 支部長 1名、幹事 1名、会計 1名、監査 1名

なお、役員の選考は前役員その他をもってこれを行い、総会にこれを諮る。

(職務、任期)

第6条 1) 支部長は支部を代表し、幹事、会計と共に支部の事業を行う。

支部長は支部総会の議長を務める。

役員の任期は2年とする。補欠役員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2) 監査は、役員経験者より選出する。

(会計)

第7条 1) 本支部の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(補則)

第8条 この会則の改正は、総会において出席者の3分の2以上の賛成を必要とする。

以 上

附 則

この会則は、平成20年5月11日から施行する。 (2023年9月3日改定)